# 旧南端小中学校の活用に係る
# 公募型プロポーザル実施要領

令和８年１０月

日出町財政課

目　次

１　旧南端小中学校の活用に係る公募型プロポーザルの趣旨　・・・・・・　1
２　プロポーザルの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（１）名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（２）事務局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
（３）提案の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
３　プロポーザルの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）位置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（２）対象地の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（３）対象施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
（４）物件の引き渡し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（５）契約手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（６）売却価格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（７）売買代金の納付及び契約保証金　・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（８）用途指定及び譲渡の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（９）実地調査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
(10) 瑕疵担保責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(11) 地域住民への説明等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(12) 日出町の承諾が必要な事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(13) 土地及び施設の利活用に関する条件　・・・・・・・・・・・・・・　5
４　応募者の資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（１）応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
（２）構成企業の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（３）応募資格の喪失　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
５　プロポーザルの手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（１）スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（２）現地見学会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
（３）応募の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
（４）注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
６　審査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（１）審査委員会の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（２）審査委員会の審査について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（３）提案書の審査方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（４）応募者の失格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（５）審査項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
（６）事業候補者の選定及び事業者の内定　・・・・・・・・・・・・・・　１３

## １　旧南端小中学校の活用に係る公募型プロポーザルの趣旨

旧南端小中学校は、日出町大字南畑 1210 番地 8 に昭和 60 年に現在の校舎が建築され、その後、昭和 61 年に屋内運動場、平成 11 年に校舎が増築されました。しかしながら、少子化による児童生徒数の減少に伴い、令和元年 9 月 30 日をもって廃校となりました。

地域の活性化や施設の有効活用を図るとともに、施設維持管理費の削減を目的として、「日出町プロポーザル審査委員会条例」に基づく公募型プロポーザル方式により、広く事業者を募集することといたしました。

本要領は、旧南端小中学校の活用について最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定するために必要な事項を定めたものです。

## ２　プロポーザルの概要

（１）名称

旧南端小中学校の活用に係る公募型プロポーザル事業

（２）事務局

日出町役場新館２階　財政課管財係

【連絡先】　〒879-1592

大分県速見郡日出町 2974 番地 1

電話：0977（73）3153（直通）

ＦＡＸ：0977（72）7294

Ｅ-mail：kanzai@town.hiji.lg.jp

（３）提案の内容

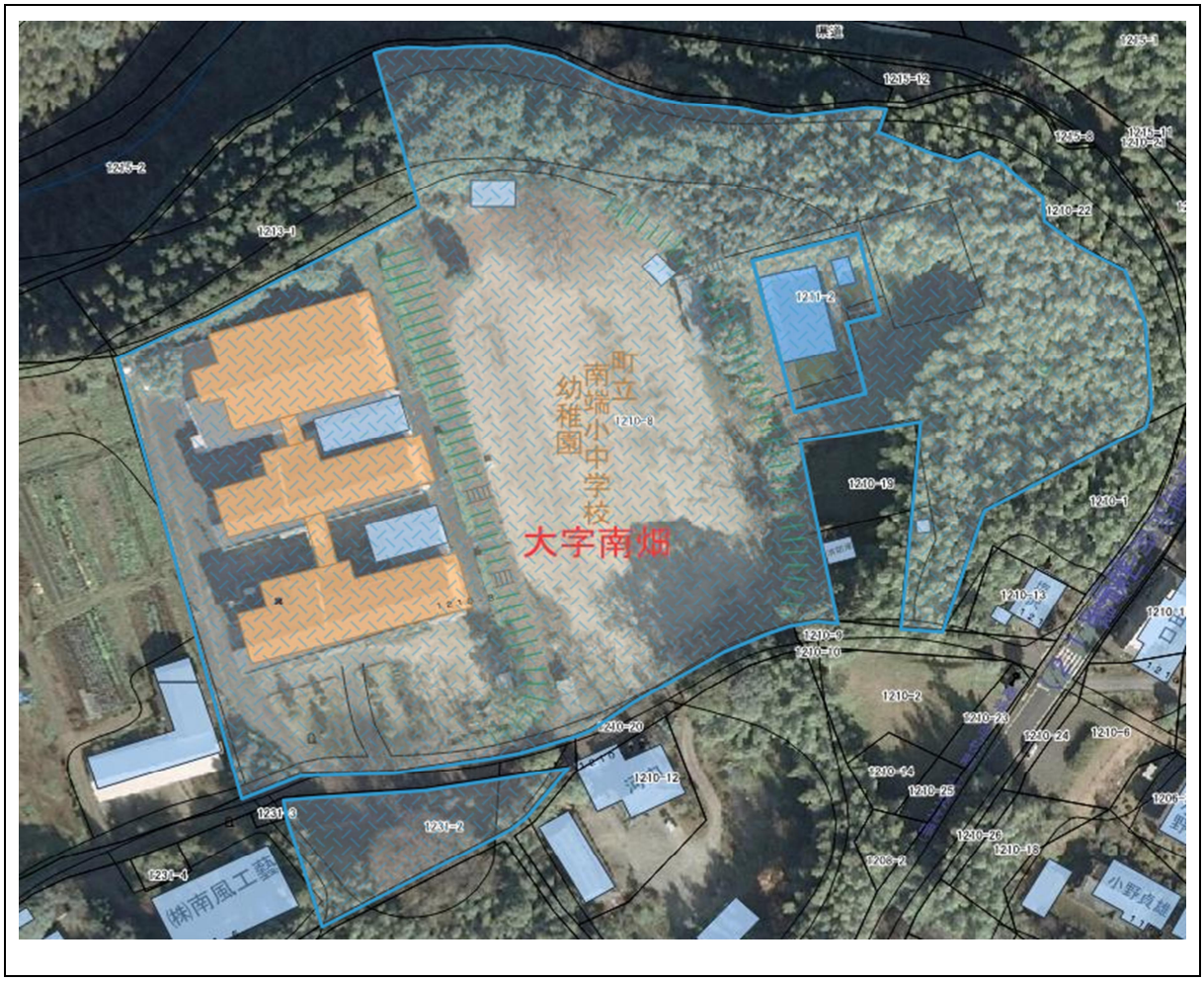
・日出町が所有する旧南端小中学校対象物件の土地・建物を活用し、地域との共存、地域の発展及び雇用の創出に期待ができ、継続的に実施される見込があり、実現性のある具体的な事業を提案し、自ら展開できる利活用者を募集します。
・事業者には自己資金等で施設整備、維持管理、運営を行うことを前提として、適切な事業内容の提案を求めます。

## 3　プロポーザルの内容

（1）位置図

速見インターチェンジから車で 10 分（約 6 キロ）



（２）対象地の概要

【施設名】　旧南端小中学校（対象地は校舎及び周辺敷地）

【所在地】　速見郡日出町大字南畑 1210 番地 8　17,923 ㎡　学校用地

速見郡日出町大字南畑 1211 番地 2　571 ㎡　雑種地

速見郡日出町大字南畑 1231 番地 2　808 ㎡　雑種地

合計　19,302 ㎡（登記地積）

※速見郡日出町大字南畑 1210 番地 19（684 ㎡）は、今回の処分財産の対象外ですが、払下げの希望があれば協議に応じます。

【用途地域】　都市計画区域外

【建物用途】　学校施設（建物表題登記及び所有権保存登記は令和 9 年 3 月頃完了予定）

【耐震診断】　新基準を満たす

【インフラ】　（電力）九州電力（キュービクル設置）

（給水）日出町上水道（口径 25 ㎜）

受水槽（3.0 ㎥）　高置水槽（1.0 ㎥）

（排水）単独浄化槽（公共下水道計画区域外）　40 人槽

（ガス）プロパンガス

【用途地域】　指定なし

【津浪災害警戒区域】　非該当

【海抜】約 296m（地理院地図（電子国土 Web））

【その他施設】　大プール（昭和 43 年建築、10m×25m）

小プール（平成 2 年建築、4.5m×10m）

更衣室（平成 4 年建築、45.146 ㎡）

倉庫、遊具等

※プールは土砂が沈殿しており使用するには除去が必要です。

（３）対象施設

| 施設 | 建築年 | 建築面積 | 延床面積 | 構造 | 階数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小学校舎 | 昭和 60 年 | 447.74 ㎡ | 757.61 ㎡ | RC 造 | 2 階 |
| 小学校舎（増築） | 平成 11 年 | 60.4 ㎡ | 61.55 ㎡ | RC 造 | 1 階 |
| 中学校舎 | 昭和 60 年 | 382.71 ㎡ | 674.01 ㎡ | RC 造 | 2 階 |
| 中学校舎（増築） | 平成 11 年 | 109.65 ㎡ | 110.80 ㎡ | RC 造 | 1 階 |
| 体育館 | 昭和 61 年 | 716.20 ㎡ | 782.39 ㎡ | S 造 | 一部 2 階 |

※構造における RC 造は鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造。

（４）物件の引き渡し

・物件は現状有姿での引渡しになります。修繕等が必要な場合は、事業者の負担になります。
・図面と現況が相違している場合は、現況が優先します。
・所有権移転登記は、売買代金納付後、本町が行います。なお、登録免許税及び不動産取得税等その他契約に関して必要となる一切の費用は、事業者の負担とします。

（５）契約手続

・日出町契約事務規則、日出町有財産規則及びその他関係法令等に準じた売買契約とします。
・対象物件の優先交渉権者と本町との協議が整った後、仮契約を締結します。
・仮契約締結後、文部科学省の審査を経て、議会の議決を得ることで本契約となります。文部科学省の承認及び議会の議決が得られなかった場合、当該仮契約は失効しますが、これによって生じた損失補償は一切いたしません。

（６）売却価格

売却価格は、67,117,000 円とします。提案内容により貸付の協議に応じることも可。

（７）売買代金の納付及び契約保証金

・売買代金は、売買契約書に示す期日までに納付してください。
・契約の締結時に、契約金額の 10 パーセントを契約保証金として納付することとします。

（８）用途指定及び譲渡等の制限

事業者は、売却物件の所有権移転後、次の各項目を遵守のうえ、提案した内容に基づく事業計画を履行してください。

ア　提案した事業は、契約締結の日から起算して概ね 5 年以内に開始し、事業開始の日から 10 年間（以下「指定期間」という。）は、事業計画に定められた用途（以下「指定用途」という。）に供しなければなりません。

イ　指定期間が満了するまでは、原則として指定用途の変更及び売買物件の第三者への譲渡等を禁止します。ただし、事業計画の趣旨に沿ったもので、日出町の承諾を得た場合を除きます。

ウ　事業者が契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに契約を解除することができるものとします。また、事業者が契約に定める義務を履行せず、本町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

（９）実地調査等

日出町は、契約の履行に関し、必要があると認めるときは、事業者に対しその業務の状況等に関して質問し、実地調査し、その報告もしくは資料の提出を求めることができ、事業者は、日出町の調査に協力しなければなりません。

（10）契約不適合責任

買受人は、売買契約を締結した後に、土地及び建物等の品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免、履行の追完及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることはできません。

（11）地域住民への説明等

事業者は、事業実施に当たり、地元区長や近隣者への説明会等を行う中で、施設利用時間や交通量等の課題の洗い出しを行い、継続して地域住民等と良好な関係を築くこととします。

（12）日出町の承諾が必要な事項

事業を行うにあたって、やむを得ない事情により、応募提案書類（8ページ参照）の計画案を変更する場合には、事前に文書により日出町に申請し、日出町の承認を得てください。ただし、旧南端小中学校の活用に係る公募型プロポーザル実施要領の趣旨を損なうような変更は認められません。

（13）土地及び施設の利活用に関する条件

ア　事業の実施に当たっては建築基準法、消防法、都市計画法等の関係法令や条例等を遵守するとともに、必要となる届出や許認可申請等は買受人の責任において行ってください。

イ　施設に存在する使用しない備品の撤去及び廃棄については、事業者の負担とします。

ウ　以下に該当する施設及び土地の利活用は認めません。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する用途

・葬祭場等に類する多数の人が集まる施設、墓地・霊園、宗教施設など、その他近隣・周辺環境との調整が困難と想定される事業の用途

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

・無差別大量殺人行為をおこなった団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

・前項目のほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途

エ　以下に関する事項について遵守してください。

・旧南端小学校が日出町地域防災計画における3次指定避難所及び各種選挙の投票所となっていることから、当面の間、日出町から要請があった際は、避難所及び投票所として体育館を使用させること。

・体育館横に設置している防災倉庫を当面使用させること。

・敷地内にある学校改築記念碑は、現在地で保存すること。

・学校改築記念碑横にある上水道塩素測定機は、現在地での使用を認めること。なお、日出

町上下水道課と協議すること。

## 4　応募者の資格

（1）応募資格

応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。応募にあたっては、他社と企業体を組んで共同応募することができます（以下「企業グループ」という。）。共同応募する場合は、企業グループ内から代表する応募者１社を選定し、代表応募者が日出町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとします。また、企業グループの全構成員が、以下に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とします。

なお、単独で応募する者は、他の共同応募の構成員となることはできません。また、同一事業者が複数の共同応募の構成員となることもできません。

ア　自ら提案した計画を、適切に滞りなく、また長期に実施できる者

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと

ウ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと

オ　次に該当する者がいないこと

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第７７号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者またはその他の構成員

カ　宗教活動・政治活動のために利用しようとする者でないこと。

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者でないこと。

ク　契約締結に際し、日出町が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認※に応じることができること

※本人確認により取得した個人情報については、法令の規定に準じ、本人の同意なく行政庁に提供することがあります。

ケ　国税及び地方税に滞納がないこと。

コ　個人が応募する場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと又は破産者であった者は、既に復権を得ていること。

（2）構成企業の変更

応募者が単独の法人企業である場合、応募登録申込書を一度提出された後は、応募者の変更は認められません。 ただし、企業グループのその他の構成員については、応募提案申込までは変更可能です。

（3）応募資格の喪失

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で当該応募者の応募資格喪失とします。なお、企業グループを構成する一事業者でも該当した場合は応募資格喪失とします。

・前記（1）の応募資格を失った場合
・応募提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
・公正な審査に影響を与える行為があった場合

## 5　プロポーザルの手続

（1）スケジュール

※スケジュールは、予定であり変更となる場合があります。

| | |
|---|---|
| 実施要領の公表 | 令和 8 年 10 月 26 日（月） |
| ◎応募者の登録受付<br>（様式第 1 号～様式第 5 号） | 令和 8 年 10 月 26 日（月）～ 11 月 20 日（金）17 時まで |
| 現地見学会 | 令和 8 年 11 月 9 日（月）14 時 |
| 質疑の受付期限（様式第 8 号） | 令和 8 年 11 月 13 日（金）17 時まで |
| 質疑に対する回答 | 令和 8 年 11 月 20 日（金） |
| ◎応募提案書類受付<br>（様式第 6 号～様式第 7 号） | 令和 8 年 11 月 24 日（火）～12 月 11 日（金）17 時まで |
| プレゼンテーション | 令和 8 年 12 月 22 日（火） |
| 事業候補者の決定 | 令和 9 年 1 月上旬頃 |
| 仮契約の締結 | 令和 9 年 1 月中旬頃 |
| 本契約の締結 | 令和 9 年 5 月頃（文部科学省による承認及び議会の議決後） |

（2）現地見学会

ア　日　　時　令和 8 年 11 月 9 日（月）　14 時 00 分から

イ　場　　所　旧南端小中学校（大分県速見郡日出町大字南畑 1210 番地 8）
速見インターチェンジを降りて約 10 分

ウ　申込方法　事前に下記メールアドレスに申し込んでください。件名を「旧南端小中学校現

地見学会申込」とし、本文には、申込者（企業名含む）と参加人数を記載してください。締切は、11 月 5 日（木）の 17 時とします。
メールアドレス：kanzai@town.hiji.lg.jp

（3）応募の手続き

ア　実施要領の公表

日出町ホームページで、令和 8 年 10 月 26 日（月）から公表します。

イ　応募者の登録

a　登録の方法

プロポーザルの応募を希望される方は、下記「事業者に関する書類（様式第 1 号～様式第 5 号等）」を受付期間内に事務局まで持込、郵送（書留･レターパックなど番号追跡できるもの）、または電子メール（ただし、法人登記事項証明書及び納税証明書は原本を郵送）にて提出してください。持込以外の場合は、事務局宛てに電話により到達確認を行ってください。

事業者に関する書類

| 提出書類 | 記載事項 | 書式 |
|---|---|---|
| 応募登録申込書 | 様式のとおり | 様式第 1 号 |
| 誓約書 | 様式のとおり | 様式第 2 号 |
| 役員名簿 | 様式のとおり | 様式第 3 号 |
| 定款(※法人の場合) | 最新版・複写可<br>※共同での応募の場合は構成員全社分 | ― |
| 財務 3 表 | 直近 3 ヶ年の貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書<br>※共同での応募の場合は構成員全社分 | ― |
| 法人登記事項証明書 | 全部事項証明書（発行の日から 3 か月以内のもの）<br>※共同での応募の場合は構成員全社分 | ― |
| 納税証明書 | 市町村税 納税証明書（過去 2 か年分）<br>日出町内に本社又は事業所がある法人については「法人町民税」の納税証明書（過去 2 か年分） | ― |
| 共同で応募する場合の証明（※共同で応募する場合） | ①共同事業者構成員調書<br>②委任状 | 様式第 4 号<br>様式第 5 号 |

b　注意事項

応募者登録（様式第 1 号～様式第 5 号）の後、応募提案書類（様式第 6 号～様式第 8 号）を提出してください。上記「事業者に関する書類」を提出していない方は、応募提案申込を

することはできません。なお、応募登録者が応募提案申込を辞退することは可能です。

ウ　質疑の受付

プロポーザルに関する質疑については、全て所定の質問書によって行います。所定の質問書（様式第８号）に記入の上、事務局まで電子メールにて提出し、事務局宛てに電話により到達確認を行ってください。口頭、電話による質疑は一切受け付けません。質疑内容は、具体的な項目について、簡潔・明瞭に表記してください。抽象的・不確定な質疑には回答しない場合があります。

エ　質疑に対する回答

質疑に関する内容及び回答（以下、「質問回答書」という。）は、後日、日出町のホームページに質問回答書を公開します。質問回答書をもって、本実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とします。

オ　応募提案書類の提出方法

応募登録者のうち、次頁の応募提案（様式第６号～様式第７号）を提出する方は、受付期間内に正本１部（紙/持込または郵送（書留･レターパックなど番号追跡できるもの）と電子データ（電子メール/PDF 形式）を提出してください。持込以外の場合は、事務局宛てに電話により到達確認を行ってください。

応募提案書類

| 提出書類 | 記載事項 | 書式 |
|---|---|---|
| 事業計画書 | （１）事業計画<br>①事業目的と基本方針<br>事業計画の目的や基本方針を記載してください。<br>②事業の概要<br>施設及び敷地の活用方法、提供するサービスや活動内容を具体的に記載してください。<br>③スケジュールの妥当性<br>契約締結から事業開始までのスケジュールを記載してください。<br>④施設改修、整備計画の概要<br>施設整備及び改修計画を具体的に記載してください。<br>⑤資金計画の概要<br>資金計画の概要を具体的に記載してください。<br><br>（２）地域貢献<br>①地域貢献<br>地域活性化や地域福祉の向上が期待できる取り組みについて記載してください。<br><br>（３）応募者の事業実績等<br>①事業実績<br>提案事業に対する実績や経験について記載してください。また、実績や経験を踏まえ、どのように活用していくかについて記載してください。<br>②運営体制・進め方<br>提案事業に対する組織体制や従業員の配置、新規採用計画について記載してください。 | 様式第６号－1<br>様式第６号－2<br>様式第６号－3<br>様式第６号－4<br>様式第６号－5<br>様式第６号－6<br>様式第６号－7<br>様式第６号－8 |
| 土地建物利用計画図 | 建物配置図・平面図（既存建物を改築して利用する場合、改修計画図）<br>※図面は簡易的な図面で構いません。 | 任意書式 |
| 法人概要書 | 様式のとおり | 様式第７号 |

その他の書類

| 提出書類 | 記載事項 | 書式 |
|---|---|---|
| 質問書（質問がある場合） | 様式のとおり | 様式第８号 |

（４）注意事項

ア　費用の負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

イ　書類等の変更の禁止

一度提出した書類の訂正・変更等は認めません。

ウ　使用言語及び単位

応募書類等における使用言語は日本語、単位はメートル法で行うこととします。

エ　応募書類の取り扱い

応募のあった事業計画につき、応募企業名・事業計画概要・その他応募内容について公開することがあります。著作権及び工業所有権（特許権・実用新案・意匠権・商標権）等無体財産権その他の権利を応募提案に使用する場合、応募者は権利者の承諾を得たものとします。なお、応募書類は返還いたしません。

オ　補足資料の提出

審査に当たり、提案内容についての補足資料の提出を求める場合があります。

カ　その他

提案に当たり、応募者自らの責任において関係法令等を十分調査し、事業実施に当たって関係法令等に違反しない実現可能な計画としてください。

## ６　審査

（１）審査委員会の設置

ア　日出町プロポーザル審査委員会条例に基づき設置する日出町プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行います。

イ　議事内容は非公開とします。

（２）審査委員会の審査について

審査委員会にて行われる審査は、日出町が本実施要領等で提示した要件の確認と、事業提案等の内容を評価することを目的とした審査であり、提案された土地及び建物利用計画に関

して、法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、本審査の結果は、許認可等を保証するものではありません。土地建物の利用にあたり、必要となる届出や許認可等については、事業者自らが各関係機関に必要な届出や許認可等を受ける必要がありますので、十分ご理解の上、応募してください。

（3）提案書の審査方法

提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行います。提案書の提出が遅かった者から順に発表します。なお、会場に入室できるのは 5 名以内とします。プレゼンテーションにあたりプロジェクター、パソコンが必要な場合は提案者が用意します。時間配分は、機械のセッティングに 10 分、プレゼンテーションに 30 分、質疑応答に 20 分を想定しています。審査委員は、プレゼンテーション及び質疑応答を受け、審査項目ごとに評価を行い、項目ごとの得点を合計します。審査委員会の委員の評価結果に基づいて、各委員の得点の合計が最も高い者を優先交渉権者、次に高い者を次点者として選定します。また、審査委員会の委員全員の得点の合計が、配点合計の 7 割未満となった場合、その提案は不採用とします。

（4）応募者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点で応募者を失格とします。

・提出期限を経過して提出された場合
・実施要領に定める事項に違反した場合
・応募書類に不備、または明らかに虚偽の記載があった場合
・審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
・その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（5）審査項目

ア　審査委員会は、応募書類を基にプレゼンテーション及び審査を実施し、次の審査項目に基づいて総合的に評価をいたします。

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|---|---|---|
| 事業目的と基本方針 | 事業計画の考え方が適切で、継続性がある事業内容になっているか。 | 10 |
| 事業の概要 | 活用方法や事業計画に具体性があり、実現可能なものであるか。 | 15 |
| スケジュールの妥当性 | 事業の遂行に必要なノウハウを有し、事業実施スケジュールが適切であるか。 | 10 |
| 施設改修、整備計画の概要 | 施設整備及び改修の計画に具体性があり、事業を行うに足るものであるか。 | 10 |
| 資金計画の概要 | 資金計画に不足や不備はないか。 | 10 |

| | | |
|---|---|---|
| 地域貢献 | 地域貢献・地域連携等に関する内容及び考え方が適切であるか。 | 20 |
| 事業実績と今後の事業展開 | これまでの実績を踏まえ、充実した事業展開が期待できるか。 | 15 |
| 運営体制・進め方 | 提案事業に対する組織体制や従業員の配置、新規採用計画について事業を遂行し得る運営体制・遂行計画となっているか。 | 10 |
| | 合　　計 | 100 |

イ　その他

・応募者が１者のみの場合であっても、審査委員会に諮り、審査するものとします。

（６）事業候補者の選定及び事業者の内定

ア　審査委員会において、優先交渉権者及び次位優先交渉権者を選定します。

イ　審査結果は、全ての応募者（応募グループの場合は代表者にのみ）に対して電子メールにより通知します。なお、審査にかかる質問や異議の申立てはお受けできません。

ウ　日出町は優先交渉権者と提案内容や契約内容について確認等を行い、契約を締結する相手として適正と判断する場合に決定を通知し、当該対象物件の事業者として内定します。

エ　契約の締結について合意に至らない場合や、優先交渉権者が交渉相手として不適切であると判断される場合には、次位事業候補者との協議を開始します。